

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年11月21日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3274号から第3277号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3274号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3275号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3276号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3277号では、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「平成31年2月～令和3年6月、令和4年9月の間に作成したブロック日誌、連絡会資料、代表者会議録、チーフ会議録、ブロック会議録、児童記録票の内、請求者本人に係る部分」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3274号】

(2) 「「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和5年度 教職第180号）の発出に係る資料全て（令和4年10月18日付け開示請求した文書と重複している文書を除く）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3275号】

(3) 「（1）「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和5年度 教職第180号）の起案用紙及び添付資料（令和4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く）（2）職員との面談記録（令和4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3276号】

(4) 「職員個別指導記録」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3277号】

2 諒問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諒問日	実施機関
3274	令和4年9月30日	令和4年11月29日	令和5年2月24日	令和5年3月24日	市長
3275	令和5年10月6日	令和5年11月7日	令和5年12月8日	令和5年12月27日	教育委員会
3276	令和5年10月6日	令和5年11月7日	令和5年12月8日	令和5年12月27日	市長
3277	令和5年10月6日	令和5年10月31日	令和5年12月8日	令和6年1月4日	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3274	答申別表1に掲げる保有個人情報1から保有個人情報6まで（以下「本件保有個人情報」という）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人開示請求者以外の個人情報 (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため) <p>旧条例第22条第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携に関する情報 (開示することで特定施設と関係機関との信頼関係に影響を与え、当該関係機関との情報共有、協議、連携等に困難が生じ、今後の入所児童への支援業務に支障を及ぼすおそれがあるため) ・本人開示請求者に対する判断や所見等 (本人開示請求者や家庭に関する担当者の判断や所見が含まれた情報であり開示することで本人開示請求者又はその家族との信頼関係に影響を与え、今後の相談対応や自立支援業務に支障を及ぼすおそれがあるため) 	開示範囲を拡大すべき
3275	「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和5年度 教職第180号）の発出に係る資料全て（令和4年10月18日付け開示請求した文書と重複している文書を除く）（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、役職 (開示することにより、職場の環境調整に支障をきたし、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため) ・職員との面談記録 (開示することにより、正確な情報が収集できなくなるおそれがあり、適切な判断を 	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p> <p>・本人開示請求者に係る評価及び所見 (開示することにより、職場内における職員と上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p>	
3276	<p>「(1)「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について(令和5年度 教職第180号)の起案用紙及び添付資料(令和4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く) (2)職員との面談記録(令和4年11月1日付総人第1015号にて開示した文書を除く)」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・職員の氏名、役職 (開示することにより、職場の環境調整に支障をきたし、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p> <p>・本人開示請求者に係る評価及び所見 (開示することにより、職場内における職員と上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p>	開示範囲を拡大すべき
3277	<p>「職員個別指導記録」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・職員の氏名、役職 (開示することにより、職場の環境調整に支障をきたし、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p> <p>・職員との面談記録 (開示することにより、正確な情報が収集できなくなるおそれがあり、適切な判断を下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p> <p>・本人開示請求者に係る評価及び所見 (開示することにより、職場内における職員と上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため)</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3274	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童養護施設に係る事務について》</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条では、保護者のない児童等環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設を、児童養護施設と規定している。横浜市では、横浜市児童養護施設条例（昭和23年10月横浜市条例第63号）第1条の規定により児童養護施設を設置し、入所する児童の相談その他の自立のための援助を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、特定施設が保有する、平成31年2月1日から令和4年9月30日までの期間（ただし、令和3年6月29日から令和4年8月31日までを除く。）の審査請求人に係る保有個人情報の全てであり、別表1に掲げる本件保有個人情報が特定されている。</p> <p>イ 保有個人情報1は、ブロック内における児童支援に関する文書であり、児童の予定、健康状況、関係機関との連絡、家庭との連絡、児童の言動、職員の支援内容等が記録されている。</p> <p>ウ 保有個人情報2は、情報共有を目的に定例的に行われる連絡会での各ブロック、係等からの報告をまとめたものであり、ブロック内での出来事、伝達事項等が記録されている。</p> <p>エ 保有個人情報3は、各ブロックの代表者が集まる「代表者会議」の開催日ごとの会議録であり、入所の検討、各ブロックからの報告、学園全体の運営に関する協議結果等が記録されている。</p> <p>オ 保有個人情報4は、各ブロックのチーフが集まる「チーフ会議」の開催日ごとの会議録であり、ブロック運営に関する協議内容、会議内で情報共有した事項等が記録されている。</p> <p>カ 保有個人情報5は、審査請求人の子が属しているブロックの職員が集まる「ブロック会議」の開催日ごとの会議録であり、ブロック内での共有事項、検討事項、児童への支援方針、支援内容等が記録されている。</p> <p>キ 保有個人情報6は、入所時に児童相談所から提供される児童及びその家族等に関する文書であり、児童の家族構成、児童相談所の取扱い経過、児童の様子、援助方針等が記録されている。</p> <p>ク 実施機関は、保有個人情報1のうち別表2に掲げる非開示部分1を旧条例第22条第3号に、保有個人情報1、保有個人情報2及び保有個人情報6のうち別表2に掲げる非開示部分2並びに保有個人情報1から保有個人情報5までのうち非開示部分3を同条第7号柱書に該当するとして非開示としている。</p> <p>また、本件保有個人情報以外に、担当者の手帳、ノート、施設の防犯カメラの録画データ、メール、ファックス等の記録は保有していないとしている。</p> <p>当審査会では、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、審査請求人が関与しない状況下で行われた審査請求人以外の者の発言、行動、様子等の情報である。これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>しかし、非開示部分1のうち別表3で掲げる部分については、実施機関内での依頼事項など審査請求人以外の特定の個人の情報を含まないものであるため、審査請求人以外の</p>

答申 番号	判断の要旨
3274	<p>特定の個人を識別することができるものとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>イ また、非開示部分2及び非開示部分3のうち別表4に掲げるものは、審査請求人以外の特定の個人の情報を記載しており、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>なお、実施機関は、非開示部分2及び非開示部分3のうち別表4に掲げるものについて旧条例第22条第7号柱書に該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号柱書について判断するまでもなく、非開示が妥当である。</p> <p>《旧条例第22条第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分2は、実施機関内及び実施機関と実施機関外の者との間で行われた、審査請求人及び審査請求人以外の者に関する報告、連絡、検討等の情報である。これらは開示すると、必要な情報の共有や対応の協議ができなくなり、児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いと認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、非開示部分2のうち別表3に掲げる部分について、事務的な連絡・依頼や、事務的な対応の事実の記録が記載されている部分は、内容が機微に触れるものではなく、開示しても、関係者間の情報共有や協議が阻害されて児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いとはいえない。また、審査請求人からの連絡の有無や言動の内容が記載されている部分は、既に審査請求人が知っている情報であり、開示することにより関係者間の情報共有や協議が阻害されて児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>イ 非開示部分3は、審査請求人に関する担当者の判断、所見等に関する情報である。これらは審査請求人の認識と合致するとは限らないため、開示すると、審査請求人と実施機関との信頼関係を保つことが難しくなる。その結果、審査請求人及びその子への支援が行いにくくなり、児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いと認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>しかし、非開示部分3のうち別表3に掲げる部分については、担当者等の判断・所見などの主観ではなく、事実や予定、事務連絡を記載した部分であり、審査請求人の認識との合致・不合致は関係ない。そのため、開示することにより児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>《保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 審査請求人は、手帳、ノート、防犯カメラの録画データ、メール、ファックス等をも特定し開示することを求めているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 実施機関の担当者の手帳及びノートは、担当者が個人で購入したものであり、自身のデスクなどに保管して、その管理も個人で行っていた。備忘録、担当者自身の検討段階の情報等を記載するものとして利用しており、他の職員と共有はしていない。</p> <p>(イ) 防犯カメラの録画データは、録画当日を含めて46日間保存され、それを経過すると上書きにより消去される。開示請求日時点で令和3年6月までのものは既に消去されていたが、令和4年9月1日から同月30日までのデータは残っていた。しかし、開示請求時点では防犯カメラの映像まで考えが至らず、本件処分後に認識した時点では消去されていた。</p> <p>(ウ) メールについては、個人情報が含まれるものは、その都度消去している。特定の担当者の方針ではなく、不必要に個人情報を保有して漏えいにつながることを避けるため、令和3年度に学園長と各ブロックの職員等で話し合って、職場でそのような扱いをすることにした。ファックスについては、業務上の必要性が低く、もともと個人情報をファックスで扱うことはしていない。同様の理由から録音もしていないので、そのデータもない。</p> <p>イ 以上を踏まえ、以下検討する。</p> <p>(ア) 担当者の手帳及びノートは、担当者の備忘録や、担当者自身の検討段階の情報を記載するものとして利用されており、購入及び管理も各自で行っていたということから、</p>

答申番号	判断の要旨
3274	<p>組織的に利用するものとして保有されているものとは認められない。</p> <p>審査請求人は、会議などで担当者が手帳等を見ながら発言、回答していることをもつて、手帳等を組織で利用しているものであると主張する。しかし、口頭説明の際、たとえ手帳等を参照していたとしても、当該手帳等はあくまで担当者個人の手控えとして利用されているにすぎず、当該手帳等自体が組織的に利用するものとして保有されているとはいえないから、保有個人情報とは認められない。</p> <p>(イ) 防犯カメラの録画データについては、開示請求時点で既に上書きにより消去されたものは保有個人情報とは認められないが、開示請求時点で残っていたものについては保有個人情報と認められるので、特定の上、開示・非開示の決定をすべきであったといえる。しかし、既にデータが消去されてしまっている以上、改めて特定することは不可能であるから、原処分を是認せざるを得ない。</p> <p>(ウ) メールについては、個人情報の含まれるものその都度消去するという取扱いは、業務上一般的とはいえない。しかし、個人情報の漏えいにつながらないよう、学園長等との話合いの上で行うことになった職場のルールであり、メールを保有しておらず保有個人情報として特定しなかったとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>また、ファックス及び録音データについては、個人情報を取り扱う業務で使用する必要性が低く、その存在を推認させる特段の事情も認められることから、実施機関の説明が不自然、不合理なものであるとはいえない。</p>
	<p>《理由付記について》</p> <p>審査請求人は、答申の「4 審査請求人の本件処分に対する意見」の(2)に記載のとおり、本件処分においては理由付記に瑕疵があると主張するので、以下検討する。</p> <p>本件処分の決定通知書には、根拠規定を適用する理由が相当程度具体的に記述されており、旧条例第22条第7号については柱書が適用されることを示していると理解されるところであって、本件処分が大量の保有個人情報を対象としていることをも考慮すれば、理由付記に違法があるとまではいえない。</p> <p>しかしながら、今後においては、たとえ大量の保有個人情報が対象となるような場合であっても、非開示部分を分類し分類ごとに非開示根拠を示すなどの工夫により、より丁寧な対応が期待されるところである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>本件本人開示請求の対象保有個人情報の内容が多岐にわたり、また量が膨大であることから、本件処分を行うに当たり、実施機関に相当の負担、困難が伴ったことは理解できる。しかしながら、防犯カメラの録画データは、開示請求時点では一部存在しており特定は可能であったにもかかわらず、特定が遅れたことによって自動的に消去され開示ができなくなってしまった。その他の保有個人情報にも特定漏れがあったために、追加で開示決定を行った。また、結果として開示を相当とする非開示部分も多くみられた。今後、実施機関におかれでは、開示請求に係る事務手続をより適切に行われるよう強く望むものである。</p>
3275	<p>《支障行動のある職員への対応等に係る事務について》</p> <p>横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月制定。以下「要綱」という。）に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。</p> <p>要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）が所属する区局の長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、個別指導の開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。</p> <p>個別指導の開始から一定期間が経過し、対象職員の支障行動が改善された場合は、対象職</p>

答申番号	判断の要旨
3275	<p>員が所属する区局の長は、総務局長と協議し、文書で告知した上で個別指導を中断又は終了し、支障行動が改善されないと認められる等の場合は、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）に基づく降任又は分限免職の手続を行う。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和5年度教職第180号）のうち、対象職員（審査請求人）の情報及び個別指導記録であり、個別指導記録は、対象職員の行動等の記録及び個別指導に係る対象職員との面談の記録で構成されている。</p> <p>実施機関は、個別指導記録のうち、審査請求人以外の職員の氏名及び役職（以下「不開示部分1」という。）、審査請求人以外の職員との面談記録（以下「不開示部分2」という。）並びに審査請求人に係る評価及び所見（以下「不開示部分3」という。）を法第78条第1項第7号柱書に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分1について</p> <p>不開示部分1には、個別指導記録作成者が個別指導に当たり記録した、支障行動の対象となる特定個人の氏名又は肩書きが記載されている。</p> <p>したがって、開示することにより、特定個人に対する更なる支障行動を助長し、又は職場の人間関係に影響を生じさせないために行う職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 不開示部分2について</p> <p>不開示部分2は、個別指導責任者及び個別指導記録作成者が、審査請求人について審査請求人以外の職員から収集した情報である。これを開示することにより、審査請求人からの発言や支障行動を心配し、上司に正確な情報提供を行うことをちゅうちょするなど正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、不開示部分2は、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 不開示部分3について</p> <p>不開示部分3は、開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>ただし、別表に掲げる部分については、外観的又は客観的に確認できる事実が記載されており、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《支障行動のある職員への対応等に係る事務について》</p> <p>横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月制定。以下「要綱」という。）に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。</p> <p>要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）が所属する区局の長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、個別指導の開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。</p> <p>個別指導の開始から一定期間が経過し、対象職員の支障行動が改善された場合は、対象職員が所属する区局の長は、総務局長と協議し、文書で告知した上で個別指導を中断又は終了し、支障行動が改善されないと認められる等の場合は、横浜市一般職職員の分限に関する条</p>
3276	

答申番号	判断の要旨
3276	<p>例（昭和27年3月横浜市条例第8号）に基づく降任又は分限免職の手続を行う。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく個別指導の終了について（令和5年度教職第180号）のうち、起案用紙及び告知書、対象職員（審査請求人）の情報、個別指導記録並びに個別指導に係る対象職員との面談記録（以下「対象職員との面談記録」という。）である。</p> <p>当審査会で見分したところ、個別指導記録及び対象職員との面談記録のうち、審査請求人以外の職員の氏名及び役職（以下「不開示部分1」という。）、審査請求人に係る評価及び所見（以下「不開示部分2」という。）並びに別表1に掲げる審査請求人以外の職員から収集した審査請求人に係る情報（以下「不開示部分3」という。）が不開示とされている。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分1について</p> <p>不開示部分1には、個別指導記録作成者が個別指導に当たり記録した、支障行動の対象となる特定個人の氏名又は肩書きが記載されている。</p> <p>したがって、開示することにより、特定個人に対する更なる支障行動を助長し、又は職場の人間関係に影響を生じさせないために行う職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 不開示部分2及び不開示部分3について</p> <p>(ア) 不開示部分2は、開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>ただし、別表2に掲げる部分については、外観的又は客観的に確認できる事実が記載されており、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。</p> <p>(イ) 実施機関は本件処分において、不開示部分3を不開示部分2と同一の理由で不開示とするが、不開示部分3は、審査請求人以外の職員から収集した情報であり、審査請求人に係る評価及び所見とはいえない。</p> <p>しかし、不開示部分3は、開示することにより、審査請求人からの発言や支障行動を心配し、上司に正確な情報提供を行うことをちゅうちょするなど正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、不開示部分3は、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3277	<p>《支障行動のある職員への対応等に係る事務について》</p> <p>横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月制定。以下「要綱」という。）に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。</p> <p>要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）が所属する区局の長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、個別指導の開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。</p> <p>個別指導の開始から一定期間が経過し、対象職員の支障行動が改善された場合は、対象職員が所属する区局の長は、総務局長と協議し、文書で告知した上で個別指導を中断又は終了し、支障行動が改善されないと認められる等の場合は、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）に基づく降任又は分限免職の手続を行う。</p>

答申番号	判断の要旨
3277	<p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、要綱に基づく個別指導の終了についての対象職員（審査請求人）に係る個別指導記録であり、対象職員の行動等の記録及び個別指導に係る対象職員との面談の記録で構成されている。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の職員の氏名及び役職（以下「不開示部分1」という。）、審査請求人以外の職員との面談記録（以下「不開示部分2」という。）並びに審査請求人に係る評価及び所見（以下「不開示部分3」という。）を法第78条第1項第7号柱書に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分1について</p> <p>不開示部分1には、個別指導記録作成者が個別指導に当たり記録した、支障行動の対象となる特定個人の氏名又は肩書が記載されている。</p> <p>したがって、開示することにより、特定個人に対する更なる支障行動を助長し、又は職場の人間関係に影響を生じさせないために行う職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 不開示部分2について</p> <p>不開示部分2は、個別指導責任者及び個別指導記録作成者が、審査請求人について審査請求人以外の職員から収集した情報である。これを開示することにより、審査請求人からの発言や支障行動を心配し、上司に正確な情報提供を行うことをちゅうちょするなど正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、不開示部分2は、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 不開示部分3について</p> <p>不開示部分3は、開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>ただし、別表に掲げる部分については、外観的又は客観的に確認できる事実が記載されており、開示することにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

	お問合せ先
	市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881